⑶　入札説明書等に対する質問の受付及び回答
①　受付先　⑴と同じ。
②　受付期間　令和５年12月６日12時00分
③　回答　質問は原則ＦＡＸで受け付ける。質問者へ受付日の翌営業日までに回答後、入札書提出期限まで全国健康保険協会本部掲示板に掲示する。
⑷　運用仕様書等及び印字テスト品の提出期限等
①　日時　令和５年11月29日15時00分
②　場所　全国健康保険協会本部　保健第一グループ
⑸　入札書の受領期限等
①　期限　令和５年12月７日12時00分（郵送する場合も、上記日時までに必着とする。）
②　提出場所　上記３⑴と同じ。
⑹　開札の日時及び場所
①　日時　令和５年12月８日10時30分
②　場所　〒160―8507　東京都新宿区四谷１－６－１　ＹＯＴＳＵＹＡ　ＴＯＷＥＲ　６階　全国健康保険協会本部　会議室
４　その他
⑴　契約手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金　全額免除とする。
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、事前書類審査に関する書類等及び印字テスト品を令和５年11月29日15時00分までに、競争参加資格に関する証明書等を令和５年12月７日12時00分までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、全国健康保険協会事務担当者から当該書類等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札条件に違反した入札は無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要
⑹　落札者の決定方法　本公告に示した業務を履行できると全国健康保険協会理事長が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であって、全国健康保険協会会計規程第23条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
⑺　手続きにおける交渉の有無　無
⑻　詳細は入札説明書による。
５　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Hiroyasu Kitagawa, the Chief Director, Japan Health Insurance Association
⑵　Classification of the products to be procured : 6, 71, 27, 53
⑶　Nature and quantity of the services to be required : Outsourcing to create a list of health check-up subjects
①　approximately 3,022,000
②　1 set
③　approximately 2,408,000
④　1 set
⑷　Delivery periods : as in the specifications
⑸　Delivery place : as in the specifications
⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　Not come under the Article 30 of the Japan Health Insurance Association Order concerning the accounts regulations
②　Not come under the Article 31 of the Japan Health Insurance Association Order concerning the accounts regulations
③　Possess the Grade A in “Product” or “Service” in terms of the qualification for participating in tenders by the Ministry of Health, Labour and Welfare (Single qualification for every ministry and agency) in fiscal year 2022, 2023, and 2024
④　prove to have the ability to provide sufficient service with certainty
⑤　prove to have no false statement in tendering application forms or attached documents
⑥　prove neither the business condition nor credibility is deteriorating
⑦　Being the person who does not take compensation for damages request from Japan Health Insurance Association
⑧　Do not come out of Japan Health Insurance Association during a period taking a nomination stop about duties
⑨　Enterprise have qualification of Privacy mark or ISMS
⑩　Enterprise have qualification of ISO9001 or qualification to follow
⑪　pass prior documents examination and printing test
⑺　Time-limit for Tender : 12 : 00, 7 December, 2023
⑻　Contact point for the notice : Masatoshi Miyagawa, accounting division, general affairs department, Japan Health Insurance Association, YOTSUYA TOWER 6F 1―6―1, Yotsuya, Shinjuku-ku, Tokyo, 160―8507 Japan, TEL 03―6680―8199

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和５年10月10日
全国健康保険協会理事長　北川　博康
◎調達機関番号　427　◎所在地番号　13
１　調達内容
⑴　品目分類番号　６、71、27、53
⑵　調達件名及び予定数量　令和６年度の健診案内に使用する特定健康診査受診券（セット券）等作成業務委託
①　特定健康診査受診券（セット券）（印字分）自宅送付者用　予定数量　4,136,000枚
②　特定健康診査受診券（セット券）（印字分）事業所送付者用（不着還付受診券含む）予定数量122,000枚
③　特定健康診査受診券（セット券）（白紙分）数量164,000枚
④　特定健康診査受診券（セット券）対象者データ作成業務　一式
⑤　資格喪失引抜データ並び替えデータ作成業務　一式
⑥　特定健康診査受診券（セット券）自宅送付者用封筒　予定数量4,367,000枚
⑦　特定健康診査受診券（セット券）事業所送付者用封筒　予定数量85,400枚
⑧　事業主宛配布依頼書　予定数量85,400枚
⑨　特定保健指導利用券　予定数量5,150枚
⑩　事業所送付対象者の封入封緘業務　予定数量2,000件
⑪　不着還付者の封入封緘業務　予定数量120,000件
⑫　帳票類梱包・発送業務　一式
⑶　調達案件の仕様等　入札説明書、仕様書及び作成要領による。
⑷　納品期限　仕様書及び作成要領による。
⑸　納入場所　全国健康保険協会が指定する場所
⑹　入札方法　入札は、①から③及び⑥から⑪については、各契約希望単価に各予定数量を乗じた額、④、⑤及び⑫については、当該業務に係る費用の合計にて行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札判定を行うので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税抜額を入札書に記載すること。
２　競争参加資格
⑴　全国健康保険協会会計細則第30条及び第31条の規定に該当しない者であること。
⑵　令和４・５・６年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）「物品の製造」又は「役務の提供等」のＡ又はＢの等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。なお、当該競争参加資格については、令和５年３月31日付け号外政府調達第60号の官報の競争参加者の資格に関する公示の別表に掲げる申請受付窓口において随時受け付けている。
⑶　当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
⑷　資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
⑸　経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
⑹　損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。
⑺　全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
⑻　厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受けている者にあっては、直近１年間について保険料の未納がない者、健康保険組合等の適用を受けている者にあっては、直近１年間について厚生年金保険料に未納がない者であること。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近１年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。